

豊中市分別収集計画 〔第10期〕

令和4年（2022年）7月

<分別収集計画目次>

	ページ
1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	2
3. 計画期間	2
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	4
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	6
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	7
9. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
[特記事項]	10

1. 計画策定の意義

本市は、大阪都市圏（北部）の内陸部に位置し、市域は36.6k㎡、人口は約40万人で古くから郊外住宅地として発展してきた交通の利便性に富んだ住宅都市である。そのため、市内は全て市街化され、一般廃棄物処理施設である焼却施設の建設や埋立処分場の確保が困難な状況にある。

このような状況の中、平成24年度（2012年度）からは、ごみ処理施設であるリサイクルプラザ（愛称：豊中伊丹スリーR・センター）の稼働に伴って、家庭系ごみの分別方法も変更し、プラスチック製容器包装の市内全域での収集、ペットボトルの定期収集及び空き缶・危険ごみの分別収集を開始した。

さらには、平成28年（2016年）1月から焼却施設を更新し、これまで以上に衛生的、安定的かつ経済的にごみの焼却処理を行うこととした。

この間、国においては、平成12年（2000年）に「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした循環型社会の形成をめざす関連法の制定・改正による法的基盤の整備が行われ、平成15年（2003年）3月には、「循環型社会形成推進基本計画」の策定、また平成17年（2005年）2月に、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書の発効等、地球温暖化の防止のためCO₂削減に向けた取組みの一層の強化が求められている。また、平成28年（2016年）1月には、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、エネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進することについての方針が明らかとなった。

本市としてもこれらの動きを踏まえ、市民・事業者・行政は廃棄物の減量に対し、相互理解を深め、これまで培ってきた協働とパートナーシップの枠組みをより一層推進し、将来の循環型社会・低炭素社会の実現に向けた長期的・総合的な取組みをさらに進めるため、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」を平成30年（2018年）3月に策定した。この計画に基づき、廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）を推進するとともに、廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいる。

本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）」第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、限りある資源の有効利用と焼却処分量、最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・行政等の各主体が理解を深め、役割を分担し、具体的な推進方策と関係者が一体となって取り組むべき内容を示したものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

○ 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）の推進

廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクル（再生利用）をより一層推進していくため、市民・事業者・行政による協働の取組みを積極的に進める。

○ 廃棄物の適正処理の推進

国・府の動向を注視し、各種リサイクル法改正に対応すべく時代の要請に応じた分別収集を推進する。

3. 計画期間

本計画は、令和5年(2023年)4月を初年度とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスビン(無色・茶色・その他)、紙パック、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物量合計	16,105	16,094	16,142	16,173	16,237

（容器包装廃棄物内訳）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
スチール缶		269	269	268	275	276
アルミ缶		399	398	398	405	405
ガラス ビン	白	741	738	742	741	747
	茶	442	441	444	444	448
	その他	1,064	1,061	1,068	1,067	1,076
段ボール		3,164	3,215	3,276	3,301	3,338
紙パック		404	401	399	398	397
その他紙製容器包装		2,860	2,833	2,813	2,799	2,793
ペットボトル		760	757	756	755	756
その他プラ容器包装		6,002	5,981	5,976	5,988	6,002
	うち白色トレイ	44	44	45	45	45

※排出量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政の各主体が対等な立場で理解を深め、役割を分担し、協働とパートナーシップによる取組みを展開し進めていく。

（1）環境学習・教育の充実

- ・ごみ処理関連施設への見学会、出前講座などの充実を図り、市民の3R行動への意識の向上に努める。
- ・駅等の公共施設、地域に多数立地するコンビニエンスストアなどとの連携を強化し、年齢層やライフスタイルに応じた情報提供手段の多様化を図る。
- ・減量目標の達成状況などについて、市ホームページ、広報誌、ごみ分別アプリ、SNSなどを活用して市民に情報を提供する。
- ・3Rに関する取組みの先進的事例の情報収集体制を強化し、本市の施策への活用を検討するとともに、市民・事業者へ取組み内容等を紹介し、3R行動の実践を促す。

（2）環境配慮型販売システムの推進

- ・簡易包装による商品の販売等を積極的に実施している事業者をエコショップとして認定するとともに、事業者と市民を交えた意見交換会の開催等により消費者の環境に対する意識の向上を図るなど、事業者が環境配慮型販売システムを導入しやすい環境づくりに努める。

（3）地域での3R活動の活性化

- ・市民に対し廃棄物減量等推進員制度の周知徹底を図ったうえで、推進員とともに再生資源集団回収、環境学習やマイバッグ持参促進運動への参加など、地域における3R活動の活性化を図る。

（4）発生抑制・再使用の推進

- ・マイバッグやマイボトル持参によるワンウェイプラスチックの削減を推進し、市民・事業者との協働により廃棄物の発生抑制を促進する。
- ・廃棄物の発生を抑制するため、広報周知活動を展開し、消費者のライフスタイル変革に関する意識の向上を図る。
- ・使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進する。

（5）再生資源集団回収の推進

- ・既存の集団回収登録団体に対して、市ホームページや定期的に発行している「集団回収ニュース」などを活用し、回収意欲の促進を図る。
- ・地域における再生資源集団回収の実施状況を把握するとともに、再生資源集団回収未実施団体に対して参加への働きかけを行う。

(6) 多様な再生資源回収方法の構築

- ・質の高いリサイクル（再生利用）を推進するため、関係機関、事業者、再生資源回収業者などと連携し、市民のライフスタイルに応じた多様な再生資源回収方法を提供し、新たなシステムを構築する。
- ・市域の多様な再生資源回収等に関する情報について、再生資源回収拠点マップを作成し、市ホームページ、広報誌、ごみ分別アプリなどを活用して市民に情報を提供するとともに、拠点の拡充に向けて関係団体等と調整を図る。

(7) 適切な分別排出の浸透

- ・「ごみと再生資源の分け方・出し方ガイドブック」、市ホームページなどの内容の充実を図るとともに、SNSを活用した検索システムの導入など、廃棄物の分別・排出ルールに関する広報周知活動を展開する。
- ・集合住宅の管理組合や不動産会社等の協力を得て、入居者に対して適切な分別・排出ルールの周知徹底を図るための新たな仕組みづくりを行う。

(8) 時代の要請に応じた分別収集体制の推進

- ・家庭から排出される可燃ごみの収集等を委託している業者と再生資源を回収する行政が連携し、効率的な収集を実施するとともに、全市域において分別に関してさらなる周知啓発を行う。
- ・各種リサイクル法等の改正へ対応するため、分別収集、拠点回収等、収集体制の構築を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市内に最終処分場が確保できないこと、大阪湾フェニックス広域処分場の延命、及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装		収集に係る分別の区分	
主として鋼製の容器		空き缶	(集団回収による区分) スチール缶
主としてアルミニウム製の容器			(集団回収による区分) アルミ缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製の容器	ビン	
	茶色のガラス製の容器		
	その他のガラス製の容器		
主として段ボール製の容器		紙・布	(集団回収による区分) 段ボール
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）			(集団回収による区分) 紙パック
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品		ペットボトル	
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

分別収集する容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器包装	263		263		263		270		270	
主としてアルミニウム製の容器包装	365		364		364		371		372	
無色のガラス製の容器	(合計) 661		(合計) 659		(合計) 664		(合計) 663		(合計) 669	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
茶色のガラス製の容器	(合計) 442		(合計) 441		(合計) 444		(合計) 444		(合計) 448	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
その他のガラス製の容器	(合計) 1,030		(合計) 1,027		(合計) 1,035		(合計) 1,034		(合計) 1,042	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
主として段ボール製の容器包装	2,767		2,821		2,885		2,912		2,950	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	30		30		31		31		32	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	(合計) 658		(合計) 656		(合計) 656		(合計) 655		(合計) 656	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3,142		(合計) 3,148		(合計) 3,163		(合計) 3,189		(合計) 3,209	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
うち白色トレイ	(合計) 38		(合計) 38		(合計) 39		(合計) 39		(合計) 39	
	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自	引渡 量	独自
合計	9,358		9,410		9,505		9,570		9,647	

※見込み量については、小数点第1位で四捨五入しているため合計が一致しない場合があります。

9. 分別収集計画を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は、下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分		収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
缶	スチール	空き缶	(集団回収による区分) スチール缶	集団回収 又は 市による定期収集	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	アルミ		(集団回収による区分) アルミ缶		
び ん	無色ガラス	ビン		民間業者による定期 収集	豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	段ボール	紙・布	(集団回収による区分) 段ボール	集団回収 又は 市による定期収集	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	紙パック		(集団回収による区分) 紙パック		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		拠点回収 (店頭回収、 公共施設回収) 又は 市による定期収集	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管
	プラスチック 製容器包装	プラスチック製容器包装		市による定期収集	豊中市伊丹市 クリーンランド 選別→保管

10. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
スチール	空き缶	(集団回収による 区分) スチール缶	(集団回収) 袋	(集団回収) 平ボディ車等	民間業者
アルミ		(集団回収による 区分) アルミ缶	(定期収集) 市指定ごみ袋	(市収集) 2 t ダンプ車	豊中市伊丹市 クリーンランド
無色ガラス	ビン		プラスチック コンテナ	(委託業者) 2 t ダンプ車	豊中市伊丹市 クリーンランド
茶色ガラス					
その他ガラス					
段ボール	紙・布	(集団回収による 区分) 段ボール	(集団回収) 指定なし	(集団回収) 平ボディ車等	民間業者
紙パック		(集団回収による 区分) 紙パック	(定期収集) 指定なし	(市収集) 2 t プレス車 3 t プレス車	民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド
ペットボトル	ペットボトル		(拠点回収) 回収ボックス (定期収集) 市指定ごみ袋	(委託業者) 2 t プレス車 平ボディ車等 (市収集) 2 t プレス車 3 t プレス車	民間業者 民間業者 又は 豊中市伊丹市 クリーンランド
プラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装		市指定ごみ袋	(市収集) 2 t プレス車 3 t プレス車	豊中市伊丹市 クリーンランド

分別の区分別実施時期と概要

No	分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分		実施時期・取組み概要
1	スチール缶	空き 缶	スチール 缶	①市による定期収集 ・平成5年4月から不燃ごみで回収。 ・平成24年4月から空き缶で回収。 ②集団回収：平成3年6月から開始。
2	アルミ缶		アルミ 缶	
3	無色ガラス	ビン		①市による定期収集 ・平成5年4月からモデル地区（市内約1万 世帯）でびん収集を実施。 ・平成9年10月から市内1／2世帯とモデ ル地区でびん収集を実施。 ・平成10年10月から市内全世帯に拡大。
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
4	段ボール	紙 ・ 布	段ボール	①市による定期収集 ・段ボール：平成5年4月から紙・布で 回収。 ・紙パック：平成9年4月から紙・布で 回収。 ②集団回収：平成3年6月から開始。
5	紙パック		紙パック	
6	ペットボトル	ペットボトル		①市による定期収集 ・平成24年4月からペットボトルで回収。 ②拠点回収：平成5年4月から開始。
7	プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装		①市による定期収集 ・平成13年10月からモデル地区（市内約 10%）でプラスチック製容器包装を実施。 ・平成16年4月からモデル地区を市内世帯 数の約27%に拡大。 ・平成24年4月から市内全世帯に拡大。

[特記事項 2]

(1) 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）の算出の基本的な考え方

- 各年度における容器包装廃棄物の排出量については、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の計画値に基づき算出している。各品目の排出量については、平成28年度（2016年度）の分別基準適合物等の収集実績より計画値を按分している。
- 混入排出量については、令和元年度（2019年度）に実施した家庭系ごみ排出実態調査の組成割合より計画値を按分している。

(2) 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）の算出の基本的な考え方

- 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量については、「第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画」の計画値に基づき算出している。各品目の量については、令和3年度（2021年度）の分別基準適合物等の収集実績より計画値を按分している。